特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南種子町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南種子町長

公表日

令和2年10月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険関係事務 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保険者の資格の得喪・変更等の管理、被保険者証・特定疾 病療養受療証、限度額適用認定証等の発行、療養費等の給付、統計処理等を行っている。また、国民 健康保険の被保険者である世帯主に対して国民健康保険税の賦課を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②賦課及び徴収事務 ③納税通知書等の作成及び通知 ④国民健康保険に関する証明書等の発行 ⑤国民健康保険資格台帳の照会 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等にかかる情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用ま たは提供に関する事務 |を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診 療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の ②事務の概要 規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報 の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共 同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国 保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー 等の運営を共同して行う。 〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等 事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)〉 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受 けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管 理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して 医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの 委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情 報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情 報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐づけるために機関別符号の取得並びに 紐付け情報の提供を行う。 国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サー ③システムの名称 バ、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 2. 特定個人情報ファイル名 被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル 3. 個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表第一16項、30項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 法令上の根拠 (オンライン資格確認の準備業務) •番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び2項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

実施する

①実施の有無

]

<選択肢> 1)実施する

2) 実施しない 3) 未定

(情報提供事務)

番号法第19条第7項 別表第二

1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120の項

(情報照会事務)

番号法第19条第7項 別表第二 27,42,43,44,45,46の項 ②法令上の根拠

〈オンライン資格確認の準備業務〉

・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認のための準備と

して機関別符号を取得する等)

・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

保健福祉課 ①部署 税務課

保健福祉課長 ②所属長の役職名 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

南種子町役場 総務課 請求先

〒891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1

問合せ先電話番号 0997-26-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南種子町役場 保健福祉課 税務課 連絡先

〒891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1

問合せ先電話番号 0997-26-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か 令和2年4月1日 時点						
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	断書の種類		
[基礎	項目評価	[書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・決	肖去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 []外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

麥更簡所

★和1年6月26日 Ⅱ-1 いつ ★和1年6月26日 Ⅱ-2 いつ ★和1年6月26日 Ⅳ リスクタ	いつ時点の計数か スク対策 ②所属長の役職名 いつ時点の計数か いつ時点の計数か	東東側の日韓 平成30年4月1日時点 平成30年4月1日時点 受機福祉提展・小西 高秋 校野課展・小西 秀別 平成31年4月1日時点 正成31年4月1日時点 正成31年4月1日時点 正の研事を決立にようた。国民報書保険地保険を改定的で開、情報を決定にようた。国民報書保険地によるが、国民報書保険が保険を表の意味、情報を表の表行、優美賞等の合併、統計処理等である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東京東の巨量 平成31年4月1日時点 新設 保護権出議長 経済24月1日時点 新設 保護権出議長 を和22年4月1日時点 ・ 和22年4月1日時点 ・ 和22年2日日時点 ・ 本22年2日日時点 ・ 本22年2日日時点 ・ 本22年2日日時点 ・ 本22年2日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	提出時期 事後 事後 事後 事後 事後 事後 事後 事後 事後 事を を 事を を 事	提出時期に集る説明
************************************	いつ時点の計数か スク対策 ②所属長の役職名 いつ時点の計数か いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点 低量福祉課長 小西 高校 股西課長 小西 亮則 平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点 原発の原体の時景・変更等の智恵、被結除日 時代の原体の時景・変更等の智恵、被結除日 の発行、優美費等の始付、統計処理等を行ってい も、また、国民健康保険が保険等である。世 等正に対して国民健康保険税の関係を行ってい も、 もの。 の、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成31年4月1日時点 総数 保護福祉課長 特別年4月1日時点 令和24年4月1日時点 今和24年4月1日時点 第一次1年4月1日時点 第一次1年2年4月1日時点 第一次1年2年5日末日 - 12年2日 - 13年2日 - 13年2	事後 事後 事後 事後 事後	
************************************	スク対策 ②所属長の役職名 いつ時点の計数か いつ時点の計数か	保護福祉資産 小西 嘉校 税務課長 小西 秀則 平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点 国民健康保険法に基づき、国民健康保険被保 販売の資格の得級、変更等の容証、拡減総合 の条行、商業費等の始付、統計処理等を行ってい た。また、国民健康保険放保保費をある世 等主に対して国民健康保険放保保金である世 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す 点し、「国民健康保険を保険を保険を 「国民健康保険を保険者の格別	新設 保護福祉課長 保護福祉課長 管和20年4月1日時点 管和20年4月1日時点 三型品庫保証によう念、国民間等可能被回 原含の資格の海等・定事の心理・特殊数を の発行。現實報の必然、国際経過用設定は等 の発行。現實報の必然、国際経過用認定は等 の条件、現實報の必然、国際経過用認定は等 の表生、同代を開発をは、国際経過用認定は等 の表生、同代を開発の必能が必要での方式 を記して、国民型議事が決めの認定を行ってい、 等定因人情報フィルは、以下の事務で使用す 「国際程識事故験は強敵を責任ので展生 「国際程識事故験は強敵を責任のの指令 「国際経過事業的の指令 「国際機工機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工機工」といい。 「国際機工機工機工」といい。 「日本のの一般では、 「日本のの一般では、 「日本のの一般では、 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本のの一般では「 「日本の一般では「 「 「日本の一般では「 「 「日本の一般では「 「 「 「日本の一般では「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	事後事後事後事後	
 他記年4月30日 1-5 ②用 他記年4月30日 2-1 LVつ 他記年4月30日 1-1 LVつ 他記年4月30日 1-1 LVつ 他記年4月30日 1-1 LVつ 他記年4月30日 1-1-② 前 他記年4月30日 1-1-② 前 他記年4月30日 1-1-② 前 他記年4月30日 1-1-② 前 	②所属長の役職名 いつ時点の計数か いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点 即民健康保険法件基づき、国民健康保険被保 販売の資格の資格、変更等の管理、被保険者 設計・超大衛利者第三根本、(現貨輸出用設定指令 から、表計、国民健康保険を保険を持てある世 帯主に対して国民健康保険を収削課差そである世 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す の。 「国民健康保険権政務を関係を関係 の。」 「国民健康保険権政務を関係を の。」 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	保健福祉提集 税割需要 布犯2年4月1日時点 一名犯2年4月1日時点 一名犯2年4月1日時点 日本の2年5月1日時点 日本の2年5月1日時点 日本の2年5月1日時点 日本の2年5月1日時間 日本の2年5月1日時間 日本の2年5月1日時間 日本の2年5月1日日本の2年5月1日日本の2年5日 日本の2年5月1日日本の2年5日 日本の2年5日 日本の2年5	事後事後事後	
を記4:4月30日 王-1 LV2 (V2 を記4:4月30日 王-2 LV2 (V2 LV2 LV2 LV2 LV2 LV2 LV2 LV2 LV2 LV2 L	いつ時点の計数かいつ時点の計数か	平成31年4月1日時点 平成31年4月1日時点 即民健康保険法件基づき、国民健康保険被保 販売の資格の資格、変更等の管理、被保険者 設計・超大衛利者第三根本、(現貨輸出用設定指令 から、表計、国民健康保険を保険を持てある世 帯主に対して国民健康保険を収削課差そである世 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す の。 「国民健康保険権政務を関係を関係 の。」 「国民健康保険権政務を関係を の。」 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 「国民健康保険権政務を の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	令和2年4月1日時点 令和2年4月1日時点 今和2年4月1日時点 国民租業保険法に基づ点。国民租業保険被領 株の支格の内等、更更等の管理、被保険者 証・特定条例需果央部区、限度協議用認定証等 の分析、商業等の時代、該計局国等がは、対局国等を計工がして、国民租業保険の保護を行る合立 も、 対して、国民租業保険の保護を行る合立 も、 は、日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	事後事後	
 中記率4月32日 日-2 しいつ 申記率4月32日 日-1-2 引 申記率4月32日 	いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点 国民健康保険法に基づき、国民健康保険特保 除者の資格の得景・変更等の管理、核保険者 は、特定疾病等最少機能、服役務而限定と認等 の発行、機業等等の給付、統計為顕等だってし、 も、また、国民健康保険の政務が成功がを行ってし、 も、また、国民健康保険の政務がを行ってし、 力に「自然健康保険、以下の事務で使用す (1)国民健康保険、被保険者責任の管理 20歳間及び機定等者	令和2年4月1日時点 国民機連保険法に基づき、国民機連保険技能 販売の変形の再来。更要の設定、研報報 販売の変形の再来。更要の選上 研報報 の最大・競乗費等の金折、競片機関を行っている。また。国民健康保険の信服を持つたらで いる。また。国民健康保険の信服を持つてあるで も、一般では、国民健康保険の信服を行っている。 を担し、国民健康保険的の信服を行っている。 も、国民健康保険的の信服を行っている。 も、国民健康保険的では、国民健康保険をでは、 もの。 「国民健康保険経済を発展した。」 「国民健康保険経済を発展した。」 「国民健康保険、国際を発展した。」 「国民健康保険、国際、自然、国民健康保険、国際、日本のに選手を受ける。」 「国民健康保険、国際、日本のに選手を受ける。」 「ための機構を保険をの一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「ための機構を保護者の一部でる正する。」は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	事後	
**************************************		国民健康保険法に基づき、国民健康保険被殺 股者の資格の併奏・変更の管理、建保険者 は一程定病病療免機を関係。限度時期限定証等 の発行、優美費等の給付、統計局期等を行ってい も、また、国民健康保険が保険をである世 等主に対して国民健康保険の課題を行ってい も。 10 国民健康保険機関といいの事務で使用す (1) 国民健康保険被保険者責格の管理 ②認識及び保険者等のあります。	国民態直接限法に基づき、国民機直便接被 接合の資品の得事・変更等の原理・被保険者 (中受産病機差別、原産結晶用認定指導 の時代、成果性等の場合、成果体制工程を の時代、成果性等の場合、成果体 等上がして国際健康接続の配置を行ってい も、 を を を に して の に の に の に の に の に の に の に の に の に の		
**************************************	② 事務の概要	除者の資格の得条・変更等の管理、接接終者 は・特定疾病等免煙症。展度時期形況を指 の発行、最美質等の給付、統計処理等である。 も、また、国民機能が設定が決定が表示した。 をしたして自然健康保険の推進を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す 6. (1)国民組度保険被保険者資格の管理 乙級課立び機成業務。多行場前の管理 乙級課立び機成業務。	談者の責任の得法・定事の管理、機関終者 ・特定機能機能を提供、関係額額用的定程等 ・リルラ、北、国際設置機能の対象を ・リルラ、北、国際設置機能の対象を ・リルラ、北、国際設置機能の対象を ・大・国際設置機能の対象を ・大・国際設置機能の対象を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際の設定機能を ・大・国際を ・大・国際を ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の、 ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・大・国の ・工を ・大・国の ・工を ・大・国の ・工を ・工を ・工を ・工を ・工を ・工を ・工を ・工を	事前	
**************************************			ための健康保険法等の一部を改正する法律」に よりオンライン資格確認のLくみの選入を行うと		
			されたことと、当該しくかのような、他の医療情報 事業とは基準に関係する場合、というは「無効素を 事業とは基準の場合を構造しませる。」というは、 は、自然を は、自然を は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事前	
金和2410月22日 I-3 法令			(ロージー、(原格監察・スター大阪製工向けた事業 機等事務(以下イナンサイン発情を認める事業 得等事務(以下イナンサイン発情を認める事業 用等事務(以下イナンサイン発情を認める事業 にかり、一般を関いる。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対したり、一般を対した。 を対した。 が、一般を対した。 は、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を、一般を	事前	
	法令上の根拠	泰号法第9条第1項 別表第一16項、30項 泰号法第9条第2項 泰号法第5条至2項 泰号法第16条、第24条 かる命令第16条、第24条	報号法第0条第1項 別表第一16項、30項 報号法第5条第2項 報号法別第50一0支持省令で定める申請を定 から命令第16条、第24条 (17) シイン等人性の必需要素別 選挙等別法第50 (14) (利用範囲) 別表第1 項等別 200 (14) (14) (15) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16	事前	
\$\$10F10F23B I -4-(2) }		(情報提供事務) 報号注第19条第項 別表第二 12.34.59.12.15.1722.28.27.30.33.39.42.46.58.62 78.80.81.87.88.39.59.71.06.109.120.07項 情報經彙奉育 報号注第19条第7項 別委第二 27.42.43.44.45.46.07項	(情報提供事務) 書号支援1928年項、別表第二 号号支援1928年項、別表第二 (情報提供事務) (情報提供事務) (日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	事前	
	② 法令上の根拠				
	2)法令上の根拠	-			
	2 法令上の模拠				
	2)法令上の模拠				
- 	2)法令上の模拠				
- 	2)法令上の根拠				1